

同一労働同一賃金へ対応するために ～取組の手順～

順番	手 順	解 説
1	労働者の雇用形態を確認しましょう	法の対象となる労働者の有無をチェック。 短時間労働者や有期雇用労働者を雇用していますか。
2	待遇の状況を確認しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者の区分ごとに、賃金（賞与・手当を含む）や福利厚生、教育訓練などの待遇について、正社員と取扱の違いがあるかどうかを確認しましょう。
3	待遇に違いがある場合、違いを設けている理由を確認しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者と正社員では、働き方や役割が異なるのであれば、それに応じて賃金（賞与・手当を含む）や福利厚生、教育訓練などの待遇が異なることはあり得ます。 そこで、待遇の違いは、働き方や役割などの違いに見合った「不合理ではない」と言えるか確認します。何故、待遇の違いを設けているのか、それぞれの待遇ごとに改めて考え方を整理してみましょう
4	手順2と3で待遇に違いがあった場合、その違いが不合理でないことを説明できるように整理しておきましょう	事業主は、労働者の待遇の内容・待遇の決定に際して考慮した事項、正社員との待遇差の内容やその理由について、労働者から説明を求められた場合には説明することが義務づけられます。 短時間労働者・有期雇用労働者の社員タイプごとに、正社員との待遇に違いがある場合、その違いが「不合理ではない」と説明できるように整理しましょう。
↑ ↑ ↑ まずは手順4まではお早めに取り組むことをお勧めします。		
5	法違反が疑われる状況からの早期の脱却を目指しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者と正社員との待遇の違いが「不合理ではない」とは言いがたい場合は、改善に向けて検討を始めましょう。 また、「不合理ではない」と言える場合であっても、より望ましい雇用管理に向けて改善の必要はないか検討することもよいでしょう
6	改善計画を立てて取り組みましょう	改善の必要がある場合は、労働者の意見も聴取しつつ、パートタイム・有期雇用労働法の施行までに計画的に取り組みましょう。

法の施行までまだ時間があると感じている事業主の皆さん

就業規則や賃金規程を見直すには、短時間労働者・有期雇用労働者を含む労使の話し合いが必要です。

また、検討の結果、手当等の改善をするためには原資など考慮・検討しなければならないことがたくさんあります。

対応は計画的に進めましょう。



パートタイム・有期雇用労働法  
キャラクター「パチウ」ちゃん

パートタイム・有期雇用労働法  
に関するお問い合わせは

長崎労働局 雇用環境・均等室 まで

〔長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階〕  
TEL.095-801-0050

改正労働者派遣法

に関するお問い合わせは

長崎労働局 職業安定部

需給調整事業室 まで

〔長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階〕  
TEL.095-801-0045

# 長崎県の最低賃金

長崎県  
最低賃金

1時間 **790**円  
効力発生日 令和元年10月3日

長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。  
ただし、下記の業種については、「特定最低賃金」が適用されます。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

特定最低賃金	最低賃金額(1時間)	適用範囲等
	効力発生日	
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	<b>875</b> 円 令和元年12月7日	1 適用範囲 (1)はん用機械器具製造業(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。) (2)生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラクタ製造業を除く。)、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業を除く。) 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理業務 ③書類等の事業所内集配又は複写業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>833</b> 円 令和元年12月27日	1 適用範囲 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。) (2)電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。) (3)情報通信機械器具製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理業務
船舶製造・修理業、船用機関製造業	<b>875</b> 円 令和元年11月29日	1 適用範囲 船舶製造・修理業、船用機関製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) 書類等の事業所内集配又は複写業務
適用除外(3業種共通)	上記のほか次の労働者には「長崎県最低賃金」が適用されます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	

- ※1 最低賃金には次の手当は算入されません。  
精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時的賃金
- ※2 特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される「純粋持株会社」が含まれます。

あなたの賃金は大丈夫？

最低賃金特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは

厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室 ☎095-801-0033

または最寄りの労働基準監督署へ

# 労働相談Q&A

## Q 定年再雇用後の賃金水準

政府が、70歳まで就業機会を与える努力義務を課すことを検討していると聞きました。努力義務とはいいながら70歳まで雇用が求められるとなると、現在導入している当社の65歳までの再雇用の賃金制度の再検討が必要ではないかと考えております。

つきましては、近年、現役労働者と再雇用労働者の賃金格差についての判決があったと伺いましたので、参考のためご教示ください。

A 政府は、昨年12月社会保障改革について「生涯現役で活躍できる社会」中間報告を出しましたが、その中で、企業に対し70歳まで雇用する努力義務を課すことを記載しております。

企業には、高年齢者雇用安定法で65歳までの希望する労働者の雇用義務が定められており、多くの企業は賃金水準を現役社員より引き下げる定年再雇用制度をとっております。

問題となるのは、現役労働者と定年再雇用労働者との賃金水準の格差が労働契約法（以下「労契法」）に定める不合理な労働条件にあたらぬかということです。

労契法20条では、雇用期間の定めがあることによる不合理な労働条件を定めることを禁止しております。

最高裁は、平成30年6月、長澤運輸事件において定年再雇用労働者が労契法に定める有期契約労働者に当たること、労契法のいう不合理な定めとは両者の賃金の総額を比較することのみではなく、当該賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきと判示しました。

その上で、定年再雇用労働者と現役労働者の職務内容が同一の場合であっても一定の手当を支給しないことは、一定の要件を満たしておけば不合理な労働条件とはならないと判示しました。

本件の場合、貨物輸送車乗務員の能率給と職務給の支給の有無が問題とされた事例ですが、当該事例では、定年再雇用者の基本給が定年前より引き上げられていること、歩合給の支給割合が有利となっていることなどを理由として不合理な労働条件にあたらぬとしました。

最高裁は、同年6月のハマキュウレックス事件においては、無期雇用契約者に支給される皆勤手当が定年再雇用者に支給されないのは不利益な労働条件にあたるとしましたが、これは、手当の趣旨から両者の間に差をつける合理的な理由がないと判断したものであると考えます。

判例を考えると、定年再雇用者の賃金制度の変更を考える際、賃金項目の趣旨や職務の内容、変更の程度等を慎重に考慮する必要があると考えます。





## 労働相談情報センターのご案内

労働相談情報センターは、職場で起こる様々なトラブルを解決するための皆さまの身近な相談の場です。一緒に解決の方向を考えます。相談は無料、秘密は厳守します。職員による相談のほか、弁護士による相談も利用できます。

### 【電話による労働相談】

(開設時間) 月曜日から金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～午後5時まで

 0120-783-258 TEL 095-821-1457  
 0120-783-369 TEL 095-820-0166

### 【面談による労働相談】

(長崎) 月曜日から金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～午後5時まで

(佐世保) 毎週水曜日(祝祭日を除く) 午前10時～午後5時まで

### 【弁護士による特別労働相談】

・毎月第4水曜日(祝祭日を除く) 午後1時30分～午後3時30分まで

・実施場所(長崎) 県庁行政棟5階 (佐世保) 県北振興局本館4階

※弁護士による相談は、事前予約が必要です。

### 【所在地】

○長崎労働相談情報センター  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
長崎県庁行政棟5階

○佐世保労働相談情報センター  
〒857-8502 佐世保市木場田町3-25  
県北振興局本館4階

## 応援します！あなたの事業所の福利厚生

(一財)長崎市勤労者サービスセンターは、中小企業の従業員の皆様の福利厚生のお手伝いをしている団体です。会員の皆様に、多くサービスを提供しています。

### サービスセンターの魅力とメリット

#### 魅力①小さな負担

1人月額500円の会費で、充実した福利厚生を利用できます。

#### ②大きな福利厚生

結婚・出生・入学などの祝金や死亡保険など慶弔給付を支給します。  
健康管理(人間ドック・定期健康診断の助成など)、自己啓発・余暇活動(各種コンサート・観劇チケットの割引・食事券のあっせん、旅行助成、レジャー施設の割引など)を行っています。



#### メリット①お得な税制面

入会金と会費(ただし、個人事業主、事業専従者及び青色事業専従者の分は除く)は、税法上の規定に従い、必要経費または損金として処理できます。

#### ②経費節減

センターが福利厚生をお手伝いすることで、貴事業所の事務負担と経費節減につながります。

【入会できる方】◎長崎地域(長崎市、時津町、長与町)内の中小企業に働く勤労者と事業主

◎長崎地域に居住し、地域以外の中小企業に働く勤労者と事業主

【入会金と会費】◎入会金 **200円** (入会時のみ) ◎会費 **500円** (1人月額)

※事業所単位の入会をお願いします。



一般財団法人  
**長崎市勤労者サービスセンター**  
※詳しくはHPをご覧ください

**TEL095-820-0020**  
**FAX095-820-0022**



## 福岡における長崎県内就職相談窓口 ながさきUIターン就職支援センター開設のお知らせ

長崎県での就職に関する相談窓口として、福岡市内に「ながさきUIターン就職支援センター」を開設いたしました。福岡県内における採用活動のサポートも行いますので気軽にご相談ください。

### 支援内容

福岡県内大学への訪問同行や大学内での個別相談会開催に向けた働きかけなど、福岡県内の大学と企業の橋渡しや福岡県内の学生との接点づくりをサポートいたします。

### アクセス・お問合せ先

名 称：ながさきUIターン就職支援センター

所在地：福岡市中央区西中洲6-27 親和銀行福岡ビル5階 DIAGONAL RUN FUKUOKA 内

電 話：080-8392-4936（佐々野）

E-mail：nagasakiuiturn-fu@pref.nagasaki.lg.jp

対応時間：9時00分から17時45分（土日・祝日・年末年始を除く）

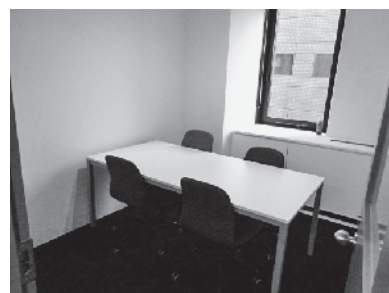
※親和銀行の正面入口からは入れません。ビル右脇の専用入口からご入館ください。

西鉄バス アクロス福岡前 徒歩1分

福岡市営地下鉄 中洲川端駅 中洲側1番出口 徒歩5分

福岡市営地下鉄 天神駅 東改札16番出口 徒歩6分

西鉄 福岡天神駅 徒歩8分



貸実習室・貸会議室

技能会館は技能の向上と福祉の増進に役立てる目的で設置した施設です。このほかサークル活動や会議などなたでもご利用できます。

県立諫早技能会館

- 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 休館日 12月29日から翌年1月3日まで



<1階>  
 会議室 37.5㎡(20人)・29.3㎡(20人)  
 実習室 145.5㎡  
 <2階>  
 講堂 97㎡(60人)、第2教室 75㎡(40人)  
 第3教室 45㎡(24人)、第4教室 97㎡(48人)  
 ○無料駐車場有：収容台数約50台

(単位：円)

施設別	使用時間		9:00	13:00	17:00	9:00	13:00	9:00	冷房・暖房 (1h当たり)
	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼		
会議室	760	970	1,410	1,750	2,200	2,510	310		
実習室	1,410	2,200	3,170	4,060	4,830	5,050	-		
講堂	大 150㎡以上	1,860	2,510	3,610	4,500	5,500	530		
	小 150㎡未満	1,410	1,860	2,730	3,400	4,170			
教室	大 51㎡以上	870	1,200	1,750	2,070	2,630	310		
	小 51㎡未満	760	970	1,410	1,750	2,200			

- 1 使用時間を1時間以上超過して使用した場合は、超過した時間を含む使用時間の区分の使用料を加算する。
- 2 国若しくは地方公共団体が使用する場合又は技能労働者の養成及び技能の向上並びに福祉の増進のために使用する場合を除き、使用料は、この表に定める使用料の50%増とする。

【ご予約・お問い合わせ】

諫早技能会館 〒854-0061 長崎県諫早市宇都町22-76 TEL. 0957-22-0036 FAX. 0957-22-9397

もっと身近に、もっと便利に、みなさまの施設  
長崎県勤労福祉会館

指定管理者：株式会社トラスティ建物管理

長崎県勤労福祉会館は、勤労者の皆様方の文化、教養及び福祉の向上を図るために設置されたものです。

会議や研修、各種発表会、ギャラリー、教室、講演会等どなたでもご利用いただけます。

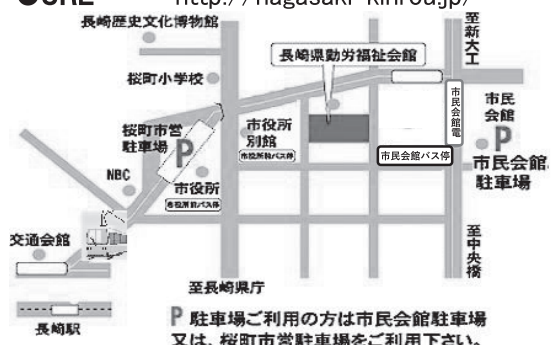
- 利用申込方法：電話、FAX、インターネットにて予約をお受けいたします。
- 各会議室で光ケーブルによるインターネットがご利用できます(無料)



- 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 閉館日 12月29日から翌年の1月3日まで
- 住所 〒850-0031 長崎市桜町9-6
- TEL 095-821-1456
- FAX 095-821-1458
- URL <http://nagasaki-kinrou.jp/>

《施設利用料(単位：円)》

階	室名	定員	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	冷暖房料 (1時間)
			9~12時	13~17時	17~21時	9~17時	13~21時	9~21時	
1階	多目的室	30席	1,750	2,230	2,860	3,190	4,300	5,420	160
	小会議室D	33席	1,750	2,230	2,860	3,190	4,300	5,420	160
2階	講堂 (イス席のみ)	252席 (400席)	8,000	11,370	14,230	17,120	22,730	28,500	1,180
	小会議室A	24席	1,750	2,230	2,860	3,190	4,300	5,420	160
	小会議室B	24席	1,750	2,230	2,860	3,190	4,300	5,420	160
3階	大会議室	72席	3,020	4,470	5,270	6,400	8,640	11,040	400
	小会議室C	36席	1,750	2,230	2,860	3,190	4,300	5,420	160
4階	第2中会議室	69席	2,230	3,020	4,000	4,620	6,230	7,660	270
	第3中会議室	69席	2,230	3,020	4,000	4,620	6,230	7,660	270
	第2・第3中会議室連結	132席	4,460	6,040	8,000	9,240	12,460	15,320	540



●駐車場ご利用の方は市民会館駐車場又は、桜町市営駐車場をご利用下さい。

## 九州・山口70歳現役社会推進大会を開催いたしました

九州・山口各県、経済団体等は急速に進行する高齢化に対応するため、高齢者が年齢に関わりなく、それぞれの意思と能力に応じて活躍することができる社会「70歳現役社会」の実現を目指すため、平成28年に「九州・山口70歳現役社会推進協議会」を設置いたしました。

協議会の取組の一環として、九州・山口における「70歳現役社会」の必要性とその取組を九州・山口各県及び全国に発信し、70歳現役社会を推進する気運を高め、意識改革・理解促進を図るため本大会を開催しました。

当日は、本県出身のテレビキャスター草野仁氏による講演や高齢者が活躍されている県内企業2社による優良事例を発表し、200名を超える方にご参加をいただきました。

### 【推進大会概要】

日時：令和元年11月1日(金) 13時00分～15時30分

場所：長崎ブリックホール 国際会議場

内容：○第1部 基調講演

「いつもチャレンジ精神で」

TVキャスター 草野仁氏

○第2部 高齢者活躍事例発表

①株式会社松尾青果

②社会福祉法人のぞみ会

共催：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

長崎県中小企業団体中央会



熱心に話を聴く参加者

### 九州・山口70歳現役社会推進協議会構成員

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、  
宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県、  
九州経済連合会、九州商工会議所連合会、  
九州経済同友会、九州経営者協会、  
日本労働組合総連合会福岡県連合会、  
N T T労働組合九州総支部



開催県の中村長崎県知事のあいさつ



協議会会長の小川福岡県知事のあいさつ

## 高齢者活躍事例

### 株式会社松尾青果

※九州・山口70歳現役社会推進協議会  
「高齢者雇用事例集」より



- 所在地：南島原市
- 業種：飲食料品卸売業
- 事業内容：農産物の卸販売
- 設立年：昭和53年
- 高齢者雇用制度：定年65歳（定年後、希望者全員年齢の上限なく再雇用）

## 高齢者雇用の背景

人手が不足している状況で、経験豊かな高齢者や外国人技能実習生等の活用が必要となりました。高齢の社員には技能実習生へ丁寧に指導してもらっており、食事の面倒を見ることも。

社員は家族。そして地域に貢献するため、年齢や性別に関係なく、安心して働き続けられる組織を目指しています。

## 高齢者雇用に係る取組み

カメラ方式コンピュータ選果機の導入等で高齢の社員の作業負担を軽減しています。夏季は高齢者の多い現場作業を涼しい時間帯に行うために、サマータイム制（5時～11時半勤務）を採用。冬季は寒さの厳しい午前中は室内作業とし、午後明るいうちに帰宅できるようにしています。

勤務表には自由に休みを自己申告で入れられるようにし、風邪や腰痛、腹痛・入院等に記号をつけ、社員の勤務状況と健康状態を同時に把握します。

2ヶ月に1回、全員参加のコンパ（松栄会）を開き、役職関係なく意見を交わすことで、風通しの良い職場にしています。農業生産法人を設立し、地域の人手の足りない農家に経験豊富な高齢社員を派遣し収穫の支援等を行っています。



## 高年齢者活躍事例

## 社会福祉法人のぞみ会

※ながさき生涯現役応援センター  
「高年齢者雇用企業事例集」より



- 所在地：長与町
- 業種：社会福祉・介護事業
- 事業内容：高年齢者福祉施設・保育園の運営
- 設立年：平成6年
- 高年齢者雇用制度：定年60歳（定年後、希望者全員65歳まで再雇用。以降一定の条件のもと意欲がある限り再雇用延長。）

## 高年齢者雇用の背景

当高年齢者福祉施設は、「高年齢者が自立し、安心して地域社会の中で心豊かに生活できるよう支援する」という法人の理念に基づき、「生きがい支援」に取り組んでおり、その一環として、社会参加の機会と心身ともに健康で活力ある生活を支援するため、十数年前より人生経験が豊かな高年齢者を積極的に行ってきた。

## 高年齢者雇用に係る取組み

高年齢スタッフは、長年の人生経験から生み出される知恵や人間性により、細かなニーズに応えることができるため、利用者のみならずスタッフにも良い影響を与えています。介護は専門職である介護スタッフの仕事ですが、専門的なケアだけではなく、暮らしを支える生活支援も大切な仕事です。その大切な役割を高年齢スタッフが担うことにより、介護スタッフが職務に専念できる環境づくりができています。

- ◆高年齢スタッフの多様な経験や知識の活用
  - ・入居者の豊かな暮らしをサポートするため、掃除や洗濯、食事の準備などの生活支援の担い手
  - ・入居者の話し相手、外出のための運転業務や同世代で楽しむ音楽、手作業のサポートなど
- ◆個々のペースや生活に合わせて働くことのできる環境づくり
  - ・継続雇用に向けた基準や雇用条件の整理

## 高年齢者の就業にシルバー人材センターをご利用ください！

<仕事の発注にあたって> 家庭・企業・公共団体等

■公益団体ですので、収益を目的にしていません。安心して仕事をお任せいただけます。

■インターネットで頼みたい仕事をお気軽にお申し込みいただけます。

シルバーしごとネット <http://shigoto.sjc.ne.jp>



■仕事は、センターが責任を持って完成または遂行します。

■会員は、臨時的かつ短期的な就業を条件にしていますので、ひとりの会員が長期にわたる就業はしていません。ただし、特別な知識、技能を必要とする仕事については、継続的に就業することもできます。

■事業所の社員と混在して就業することや、発注者の指揮命令の下で就業する仕事は、職業紹介事業やシルバー派遣事業として利用することができます。

■高年齢者の就業ですので、危険・有害な作業を内容とする仕事は、お引き受けしていません。

長崎市シルバー人材センター	095-842-9500
島原市シルバー人材センター	0957-63-7222
大村市シルバー人材センター	0957-52-5225
松浦市シルバー人材センター	0956-72-5500
五島市シルバー人材センター	0959-72-4680
雲仙市シルバー人材センター	0957-37-6777
長与・時津シルバー人材センター	095-887-0800
対馬市社会福祉協議会厳原支所	0920-52-1169
新上五島町シルバー人材センター	0959-52-2208

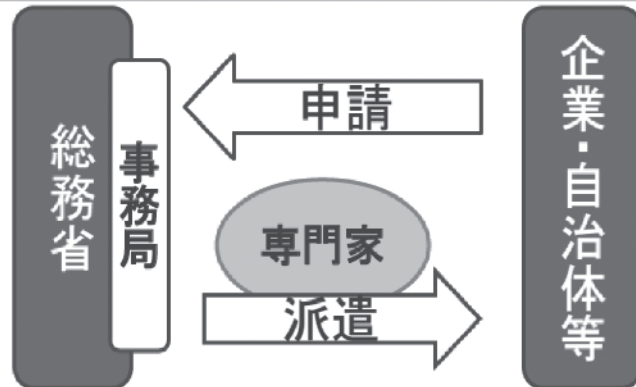
佐世保市シルバー人材センター	0956-24-4045
諫早市シルバー人材センター	0957-24-5183
平戸市シルバー人材センター	0950-22-3100
壱岐市シルバー人材センター	0920-47-5200
西海市シルバー人材センター	0959-22-9086
南島原市シルバー人材センター	0957-72-7065
波佐見町シルバー人材センター	0956-27-6101
川棚町社会福祉協議会	0956-82-2121

ご利用の際は、お近くのシルバー人材センターにお問い合わせください

# テレワークマネージャー派遣事業(総務省)

- ・企業等に、専門家を個別派遣
- ・テレワークシステム、情報セキュリティ等、主にICT面でテレワークの導入に関するアドバイスを実施
- ・厚生労働省の労務管理コンサルタント派遣事業と連携
- ・令和元年度は7月18日(木)～令和2年2月28日(金)まで募集受付中(お申込みは下記↓から)

<https://www.nttdata-strategy.com/r01telework/>



総務省令和元年度

## テレワークマネージャー派遣事業のお知らせ



- 専門家による説明  
専門家が全国各地を訪問し、「働き方改革の効果」や「働き方改革を促進するツール」などを説明します。
- 導入支援  
トライアル・正式導入に向けて企業規模を問わず支援します。

■ お申込み：2019年7月18日(木) 募集開始予定

- 支援期間：2020年3月6日(金)まで
- 応募期限：2020年2月28日(金)まで
- 支援回数：3回  
(1回あたり最大6時間。Webツール活用等による遠隔対応も可能)

### Q. [テレワークマネージャー派遣事業] とは？

A. 企業・地方公共団体等の働き方改革の導入実績を持つ専門家(テレワークマネージャー)を無料で派遣します。働き方改革導入の効果や、それを促進するICTツール、セキュリティ等に関する情報提供を行います。



## (企業の皆様向け)

### 県雇用労働政策課からの情報をメールで受け取れます

雇用労働政策課では、企業の皆様向けに下記のとおり様々なイベントを実施しています。今回イベント情報をメールによる配信を希望する企業の方を募集します。いち早く、漏れなく当課からのイベント情報を受け取ることができるようになりますのでぜひご利用ください！！

(注) 雇用労働政策課関係以外にも企業の皆様を対象にした県のイベント情報を送信することがあります。

(令和元年度のイベントの例)

- ・魅力ある職場づくり研修会
- ・ワーク・ライフ・バランス企業内推進員養成研修
- ・職場環境づくりアドバイザー派遣
- ・ダイバーシティセミナー(経済産業省共催)
- ・働き方改革セミナー～「働く、が変わるテレワーク」～(総務省共催)
- ・障害者雇用セミナー
- ・障害者雇用支援のつどい
- ・障害者雇用事業所等見学会 など

配信を希望される方は、下記メールアドレスあてに

①企業名 ②氏名 ③電話番号 ④メールアドレス を送信してください。

### 【送信先】

雇用労働政策課 労政福祉班 担当 榮岩(はえいわ)

S05460D@pref.nagasaki.lg.jp

※メール送信後、承認の連絡はありません。次回イベントが開催される際に配信いたします。

向き合おう! 話し合おう!



TALK!  
TALK!  
TALK!



# 九州・山口 ワーク・ライフ・バランス 推進キャンペーン

チェックがあったら  
要注意!



**WLB チェックリスト**

<input type="checkbox"/> 部下の家族構成をほとんど知らない	<input type="checkbox"/> 部下の将来像や働き方について話せていない	<input type="checkbox"/> 無駄な仕事の削減や効率化に取り組めていない
<input type="checkbox"/> 長期的視野での人材育成の計画がない	<input type="checkbox"/> 部下の子育てや趣味の時間に配慮できていない	<input type="checkbox"/> 子育て中の女性だけが早く帰っている



WLBに関する情報・詳細はこちら [九州山口WLB](#)

